

業務指示書

ブータン国農業機械サービス整備計画準備調査

第1 指示書の適用

本指示書は独立行政法人国際協力機構(JICA) (以下「機構」という。) が実施する標記業務のうち、民間コンサルタント等 (以下「コンサルタント」という。) により実施する業務に関する内容を示すものです。コンサルタントはこの業務指示書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル等を機構に提出するものとします。

なお、本指示書の第2「業務の目的・内容に関する事項」、第3「業務実施上の条件」は、この内容に基づき、コンサルタントがその一部を補足又は改善し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。

本指示書に係る質問期限：2015年11月4日 12時 まで

問合せ先：調達部契約第二課 真野 修平 Mano.Shuhei@jica.go.jp

質問に対する回答：2015年11月9日 までに機構ホームページ上に行います。

第2 業務の目的・内容に関する事項-----別紙のとおり

第3 業務実施上の条件-----別紙のとおり

第4 共同企業体の結成並びに補強の可否等

業務の規模が大きく、一社単独では望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は業務の内容が広範にわたるため、業種又は分野ごと得意な社同士で共同企業体を結成することが望ましい案件について、競争を促進するために、必要最低限の範囲で共同企業体の結成を認める場合があります。

(各項目の() に○を付したものが、指示内容です。)

1 共同企業体の結成の可否

() 認めません。

() 認めます。

(○) 認めます。ただし業務主任者(総括)は、共同企業体の代表者の者とします。

() 者までの共同企業体の結成を認めます。ただし業務主任者(総括)は、共同企業体の代表者の者とします。

() 協力準備調査、その他先に行われた調査参加コンサルタント

は、構成員にはなれません。

注1) 資格停止期間中のコンサルタントは、構成員になれません。

注2) 共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

注3) 共同企業体の結成にあたっては、結成届をプロポーザルに添付し、プロポーザルに共同企業体結成の必要性を記載してください。

2 補強の可否

自社の経営者若しくは自社と雇用関係にある(原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。) 技術者の他業務従事状態から望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は自社では確保が困難な担当分野である場合、自社と雇用関係のない技術者の「補強」を認める場合があります。

(各項目の () に○を付したものが、今回の指示内容です。)

() 全ての業務従事者について、補強を認めません。

(○) 以下の要件で、補強を認めます。

- 1) 共同企業体でプロポーザルを提出する場合は、代表者及び構成員ともに、現地業務に従事するそれぞれの業務従事者数（通訳団員の配置を認める場合はそれらを除く）の1/2まで補強を認めます。
- 2) 共同企業体を結成しない場合に限り、現地業務に従事する全業務従事者数（通訳団員の配置を認める場合はそれらを除く）の3/4まで補強を認めます。

【業務主任（総括）について】

() 業務主任者（総括）については補強を認めません。

(○) 業務主任者（総括）について補強を認めます。ただし、業務主任者が補強の場合には、副業務主任者（副総括）の配置は認めません。

【その他の業務従事者について】

() 次の項目については補強を認めません。

() 協力準備調査、その他先に行われた調査参加コンサルタント

からの補強は認めません。

- 注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は他社の補強になることは認めません。
注2) 複数の社が同一の者を補強することは、これを妨げません。
注3) 資格停止期間中のコンサルタントからの補強は認めません。
注4) 評価対象業務従事者の補強にあたっては同意書をプロポーザルに添付してください。
評価対象外業務従事者については、契約交渉時若しくは補強を確定する際に同意書を提出してください。
注5) 補強として参加している社との再委託契約は認めません。
注6) 通訳については、補強を認めます。

3 外国籍人材の活用

(各項目の () に○を付したものが、今回の指示内容です。)

() 外国籍人材の活用を認めます。

(○) 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ2分の1を超えない範囲において認めます。

() 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ4分の1を超えない範囲において認めます。

注) 外国籍人材とは以下に該当する人材とします。

- ・プロポーザルを提出する法人に在籍する外国籍の人材で、常用の雇用関係を有するもの又は嘱託契約を締結しているもの
- ・プロポーザルを提出する法人の外部からの補強として当該業務に従事させる外国籍の人材。

第5 プロポーザルに記載されるべき事項

1 コンサルタントの経験、能力等

- (1) 類似業務の経験
- (2) 業務実施上のバックアップ体制等
- (3) その他参考となる情報

注) 類似業務：農業機械整備等の資金協力事業に係る各種業務

2 業務の実施方針等

- (1) 業務実施の基本方針等
- (2) 業務実施の方法
- (3) 作業計画
- (4) 要員計画
- (5) 業務従事者毎の分担業務内容
- (6) 現地業務に必要な資機材
- (7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）
- (8) その他

注1) (1) と (2) を併せた記載分量は、10ページ以下としてください。

注2) (4) 要員計画について、評価対象外業務従事者の氏名及び所属先の記載は不要とし、契約交渉時、または遅くとも各業務従事者の作業開始時期までに双方で打合簿により確定するものとします。
なお、評価対象外業務従事者についての補強や外国籍人材の活用等については、契約交渉時、もしくは業務実施過程において、業務指示書で定める制限が遵守されていることを確認するものとします。

3 業務従事予定者の経験、能力等

業務にかかる総括責任者として、業務主任者（総括）を業務従事者の中から指名してください。なお、業務主任者に代えて、業務主任者と副業務主任者（副総括）を業務管理グループとして配置することを認める場合があります。

(1) 業務管理グループ

業務主任者と副業務主任者の配置計画を併せて業務管理グループを提案する場合、その配置の考え方、両者の役割分担等の考え方等について記載願います

(各項目の () に○を付したものが、指示内容です。)

(○) 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認めない。

() 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認める（ただし、副業務主任者を補強とすることは認めない）。副業務主任者は名を上限とする。

注) 業務管理グループを認める全案件（業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く）においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合、3点の加点を行います。（「第9 プロポーザルの評価」参照）。

(2) 評価対象業務従事者の経験、能力等

【業務主任者（総括/農業機械作業受託サービス計画/運営維持管理計画）】

（業務管理グループにおける副業務主任者（副総括）も同様の項目）

- 1) 類似業務の経験：農業機械計画
- 2) 対象国又は同類似地域：ブータン 及び全世界での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語

- 4) 業務主任者等としての経験
- 5) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 6) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者：担当分野 機材計画/調達計画/積算】

- 1) 類似業務の経験：機材調達計画・積算
- 2) 対象国又は同類似地域：ブータン 及び全世界での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語
- 4) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 5) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者2】

業務従事者は想定していません。

第6 プロポーザルの提出手続き等

1 プロポーザルの提出期限、提出場所、提出物

- (1) 期限：2015年11月13日 12時
- (2) 場所：本機構本部1階 調達部受付
- (3) 提出物：プロポーザル 正1部 写5部
見積もり 正1部 写1部（次項第7参照）

2 プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

- (1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき
- (2) 提出されたプロポーザルに記名がないとき
- (3) 同一提案者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき
- (4) プロポーザル提出者（共同企業体構成員を含む）が全省庁統一資格結果通知書を取得していない、またはJICAの事前の資格審査を受けていないとき
- (5) 既に受注している案件、契約交渉中の案件及び選定結果未通知の案件と業務期間が重なって同一の業務従事者の配置が計画されているとき
- (6) 機構が定める「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成20年規程（調）第42号）に基づく資格停止を受けている期間中である者又は当該者が構成員となる共同企業体からプロポーザルが提出されたとき（なお、プロポーザルの提出後であっても本指示書第8.2による審査結果の通知前に資格停止を受けたものを含みます。）
- (7) 虚偽の内容が記載されているとき
- (8) 前号に掲げるほか、本指示書又はコンサルタント契約関連規程に違反したとき

第7 見積価格及び内訳書

本件業務を実施するのに必要な経費の見積り（消費税を含まない）及びその内訳書正1部と写1部を密封して、プロポーザルとともに提出して下さい。見積書の作成に当たっては「コンサルタント等契約における見積書作成ガイドライン」を参照してください。

(URL：<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

- () 本業務における一般業務費の見積りについては、定率化方式とし、一般業務比率の上限は、

- () 契約全体が複数の契約期間に分かれるため、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成して下さい。
- () 第2、第3で記載した事項のうち下記については、分けて見積って下さい。

- () 現地の治安状況が不安定であることから、業務従事者に対し、戦争保険(戦争危険担保特約)あるいはこれに相当する保険を付保することができます。付保する場合は、その経費を見積もって下さい。

- () 本案件については、滞在期間中の不慮の事故等に備え、「救急医療センター(Centre Prive d' Urgence :CPU)」登録料として、同国滞在期間中1人当たり月額35ユーロ相当額を「雑費」として計上することができます。

(○) 航空運賃及びエクセス料金については、別見積りとしてください。

航空運賃を見積る場合には、ZONE-PEX運賃を上限の単価として見積りを行って下さい。「業務実施契約等における正規割引航空運賃の利用について/通知(PR)第9-27004号」によりビジネスクラスの利用が認められる業務従事者の渡航については、ビジネスクラス正規割引運賃までを上限の単価として見積りを行って下さい。

なお、実際の航空券の手配にあたっては、上記見積額を上限としつつも、業務実施上の必要による経路の変更、予約の変更等の必要な緊急時の対応も考慮しつつ、より効率的であるとともに経済的な航空券の手配に努めてください。

() 航空運賃及びエクセス料金については、別見積りとしてください。

航空運賃を見積る場合には、エコノミークラス普通運賃と制限付エコノミークラス(Y2)を比較のうえ、より安価な運賃を上限の単価として見積りを行って下さい。「業務実施契約等における正規割引航空運賃の利用について/通知(PR)第9-27004号」によりビジネスクラスの利用が認められる業務従事者の渡航については、ビジネスクラスの正規運賃までを上限の単価として見積りを行って下さい。

注) 外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もってください。
(BTN1 = 1.812 円 , US\$1 = 119.77 円 , EUR1 = 134.67 円)

第8 プレゼンテーション

プロポーザルを評価する上で、より効果的かつ適切な評価をおこなうために、業務主任者等から業務の実施方針等についてプレゼンテーションを求める場合があります。

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

(○) プレゼンテーションは実施しません。

- () プロポーザル評価の一環として、以下の要領でプレゼンテーションを行っていただきます。その際、
 - () 業務主任者がプレゼンテーションを行ってください。ただし、業務主任者以外に1名の出席を認めます。
 - () 業務主任者又は副業務主任者、若しくは両者が共同してプレゼンテーションを行ってください。なお、業務主任者または副業務主任者のみがプレゼンテーションを行う場合は、業務主任者または副業務主任者以外に1名の出席を認めます。

(1) 実施時期：

(各社の時間は、プロポーザル提出後、別途指示します。)

(2) 実施場所：独立行政法人国際協力機構 会議室

(3) 実施方法：

- 1) 一社あたり最大、プレゼンテーション10分、質疑応答15分とします。
- 2) 機材を使用する場合は、コンサルタント等が準備するものとし、プロポーザル提出時、使用機材リストを調達部契約第一課・第二課まで報告するものとし、
(以下、各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

() テレビ会議システムによる上記(2)の実施場所以外からの出席を認めません。

() テレビ会議システムによる上記(2)の実施場所以外からの出席を認めます。その場合は、上記(2)の実施場所以外でのテレビ会議システムの準備はコンサルタント等が行うものとし、プロポーザル提出時、接続先等(接続先名、ISDN番号、使用機器のメーカー名・銘柄、担当者のアドレス・電話番号)を調達部契約第一課・第二課まで報告するものとし、
条件等は、以下のとおりです。

- a) 本邦以外の場所より、ISDN回線を用いてコンサルタント等からJICA-Netに接続し、指定された実施日時にテレビ会議実施が可能な場合は、認めます。
- b) JICA在外事務所のJICA-Netを使用しての出席は認めません。ただしJICA在外事務所主管案件の場合は、当該主管事務所からの出席を認めます。
- c) 接続にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。ただしJICA在外事務所主管案件で、当該主管事務所より出席する場合は、この限りではありません。

第9 プロポーザルの評価

1 プロポーザルの評価基準

本件業務では別紙のプロポーザル評価表に従いプロポーザルの評価(技術評価)を行います。

業務管理グループにおける副業務主任者(副総括)は業務主任者(総括)と同様の項目・基準で評価を行います。

注) 業務管理グループを認める全案件(業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く)においては、業務管理グループとしてシニア(46歳以上)と若手(35~45歳)が組んで応募する場合(どちらが総括でも可)、一律3点の加点(若手育成加点)を行います。なお、45歳以下でも上位格付認定により1号以上となる場合は「シニア」とみなし、「若手」と組んだ場合は加点対象とします。(年齢は当該年度(公示日の属する年度。再公示の場合は再公示日の属する年度。)4月1日時点での満年齢とします。)ただし、「1. コンサルタント等の法人としての経験・能力」、「2. 業務の実施方針」、「3. 業務従事予定者の経験能力」の合計が70点未満の場合は、加点は行いません。

技術評価及び若手育成加点の結果、各プロポーザル提出者の評価点について第1順位と第2順位以下との差が僅少である場合に限り、第7により提出された見積価格を参考として交渉順位を決定します。

具体的には、技術評価点及び若手育成加点の合計の差が第1位の者の点数の2.5%以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として最大2.5点を加点し、その他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加点します。

(1) 評価対象とする業務従事者の担当分野

総括/農業機械作業受託サービス計画/運営維持管理計画
機材計画/調達計画/積算

(2) 評価対象とする業務従事者の予定人月数

4.79 M/M

2 評価結果の通知

提出されたプロポーザルは当機構で評価・選考の上、2015年11月27日(金)までにプロポーザルを特定し、各プロポーザル提出者に契約交渉順位を通知します。

3 評価結果の公表

評価結果については、以下の項目を機構ホームページに公開することとします。

(1) プロポーザルの提出者名

- ・契約交渉順第1位の者の名称のみを公開し、第2位以下の者の名称は非公開とする。

(2) プロポーザルの提出者の評価点

- ・以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。

- ①コンサルタント等の法人としての経験・能力
- ②業務の実施方針等
- ③業務従事予定者の経験・能力
- ④若手育成加点*
- ⑤価格点*

*④、⑤は該当する場合のみ（若手育成加点及び価格点については「第9 プロポーザルの評価
1 プロポーザルの評価基準」参照）。

- ・基準点に達しない者については「基準下」とのみ記載する。

第10 その他

1 配布・貸与資料

機構が配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないで下さい。

2 プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

3 プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉順位を決定し、また、契約交渉を行う目的以外に使用しません。

4 プロポーザルの返却

不採用となったプロポーザル（正）及び見積書（正）は、各プロポーザル提出者の要望があれば返却しますので選定結果通知後2週間以内に受け取りに来て下さい。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

5 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

6 プロポーザル作成に当たっての資料

プロポーザルの作成にあたっての参考情報は以下のとおりです。

(1) 「プロポーザル作成ガイドライン」：

JICAホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>「調達ガイドライン コンサルタント等の調達」>>「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal.html>)

(ハードコピーでの販売・配布は行っておりません)。

(2) 業務実施契約に係る様式：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>「様式 コンサルタント等の調達 業務実施契約」

(URL: http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html)

(3) 規程：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」規程」

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/common/index.html>)

(4) 調達ガイドライン (コンサルタント等契約)：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」調達ガイドライン コンサルタント等の調達」

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)

7 密接な関係にあると考えられる法人との契約に関する情報公開について

契約先に関する以下の情報を機構ホームページ上で以下のとおり公表することとしますので、本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようお願いいたします。なお、案件へのプロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

(1) 公表の対象となる契約相手方取引先 (共同企業体を結成する場合は共同企業体の構成員を含む。)

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

ア. 当該契約の締結日において、当機構で役員を経験した者が再就職していること、又は当機構で課長相当職以上の職を経験した者が役員等(注)として再就職していること

注) 役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含みます。

イ. 当機構との間の取引高が総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

(2) 公表する情報

契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。

ア. 対象となる再就職者の人数、再就職先での現在の職名、当機構での最終職名 (氏名は公表しない。)

イ. 契約相手方の直近の財務諸表における当機構との取引高

ウ. 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引割合

エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

(3) 当機構の役職員経験者の有無の確認日

当該契約の締結日とします。

(4) 情報の提供

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くことになります。

8 本体事業からの排除

以下、各項目の () に○を付したものが、指示内容です。)

(○) 本件受注コンサルタント (JV構成員及び補強を含む。) は、本業務 (協力準備調査) の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理契約以外の役務及び財の調達から排除される (その場合は、受注コンサルタント等が製造、販売する資機材も排除される) 見込みです。

() 本件受注コンサルタント (JV構成員及び補強を含む。) 及びその関連会社/系列会社 (親会社を含む。) は、本業務 (詳細設計) の結果に基づき当機構による有償資金協力が実施される場合は、施工監理業務 (調達補助を含む。) 以外の役務 (審査、評価を含む。) 及び財の調達から排除されます。

9 案件の延期又は中止について

治安の急変等により案件が延期又は中止になることがありますので、予めご留意ください。

以上

プロポーザル評価表
ブータン国農業機械サービス整備計画準備調査

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10.00)	
(1) 類似業務の経験	6.00	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4.00	
2. 業務の実施方針等	(30.00)	
(1) 業務実施の基本方針の的確性	10.00	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	12.00	
(3) 要員計画等の妥当性	3.00	
(4) その他（実施設計・施工監理体制）	5.00	
3. 業務従事予定者の経験・能力	(60.00)	
(1) 業務主任者の経験・能力/ 業務管理グループの評価 <small>（本案件では副業務主任者の配置（業務管理グループ）を認めません。）</small>	(40.00)	
	業務主任者 のみ	業務管理 グループ
①業務主任者の経験・能力 <small>総括/農業機械作業受託サービス計画/運営維持管理計画</small>	(40.00)	(16.00)
ア) 類似業務の経験	16.00	7.00
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	4.00	2.00
ウ) 語学力	6.00	2.00
エ) 業務主任者等としての経験	8.00	3.00
オ) その他学位、資格等	6.00	2.00
②副業務主任者	(-)	(16.00)
カ) 類似業務の経験	-	7.00
キ) 対象国又は同類似地域での業務経験	-	2.00
ク) 語学力	-	2.00
ケ) 業務主任者等としての経験	-	3.00
コ) その他学位、資格等	-	2.00
③体制、プレゼンテーション	()	(8.00)
サ) 業務主任者等によるプレゼンテーション		
シ) 業務管理体制 <small>（今回は評価の対象としません）</small>	-	8.00
(2) 業務従事者の経験・能力： 機材計画/調達計画/積算	(20.00)	
ア) 類似業務の経験	10.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	2.00	
ウ) 語学力	4.00	
エ) その他学位、資格等	4.00	
(3) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
(4) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
(5) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
総合評点	[100.00]	

第2 業務の目的・内容に関する事項

1. プロジェクトの背景

ブータン王国（以下、「ブータン」と記す）では、農業は国内総生産（Gross Domestic Product：GDP）の16%（2013年）を占め、農業人口は総人口の56%（2013年）を占める基幹産業である。しかしながら、国全体が険しい山岳地帯のため、農家1戸あたりの農業用地は極めて規模が小さく、かつ生産効率も悪いことから、主要な穀物の生産量が国内需要を満たしておらず、穀物の食料自給率も66%（2012年）にとどまっている。このような中、農家の子弟の教育機会の増大等により、若者が都市部に流出し、農村部の労働力不足や高齢化が深刻化している。

かかる背景の下、「第11次5カ年計画」（2013～2018年）では、農業セクターの目標として、社会開発を含む環境に優しい経済、貧困削減、気候変動の持続的管理及び天然資源の開発利用を挙げている。これらの目標達成のために、食料安全保障、地方農村経済の持続的強化、農業セクターの成長促進及び天然資源の持続的管理と利用を掲げている。このうち、食料安全保障では農業機械化による労働力不足問題の解消、農産物生産の向上等が謳われているが、いまだ農家の9割が牛耕で土地作り（耕起、整地等）を行っている状況である。

わが国は1984年より貧困農民支援（2KR）を通じてブータンへ農業機械を供与してきており、特に耕耘機については2000台以上の台数が供与されてきた。しかし農家の需要を満たすには不十分な台数であり、ブータン政府は限られた農業機械でより多くの農家の需要を満たすため、農業機械作業受託サービス（賃耕サービス等）の提供を始めている。また現政権は「一村一耕耘機」を公約として掲げており、農業機械サービス提供を通じて全国の農業機械化を進める方針であり、同サービスに利用できる農業機械が必要となっている。

このような背景の下、ブータン政府は耕耘機400台の調達資金について我が国に無償資金協力「農業機械サービス整備計画」（以下、「本プロジェクト」）を要請した。

2. プロジェクトの概要

- (1) プロジェクト目標 : ブータン農家の農業機械へのアクセスが向上する。
- (2) 期待される成果 : ブータンにおいて農業機械作業受託サービス提供の体制が拡充する
- (3) 我が国への要請概要
 - 1) 耕耘機 400 台およびスペアパーツ
 - 2) ソフトコンポーネント（本調査で必要性を調査）
- (4) 対象地域
ブータン全国
- (5) 関係官庁・機関

責任機関：農業林業省

実施機関：農業林業省農業局 農業機械化センター

(6) 本プロジェクトに関連する我が国の主な援助活動

技術協力プロジェクト「農業機械化強化プロジェクトフェーズ2」(実施中)

3. 業務の目的

ブータン政府から我が国政府に対して要請された無償資金協力に関し、プロジェクトの背景、目的および内容を把握し、プロジェクト実施に対する我が国無償資金協力の位置づけ、効果、技術的・経済的妥当性を検討のうえ、協力の成果を得るために必要かつ最適な事業内容・規模につき概略設計を行い、概略事業費の積算を行うとともに、プロジェクトの成果・目標を達成するために必要な相手国側分担事業の内容、実施計画、運営・維持管理等の留意事項などを提案することを目的とする。

4. 業務の範囲

本調査は、ブータンから要請のあった本プロジェクトについて、「3. 業務の目的」を達成するため、「5. 実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、「6. 業務の内容」に示す事項の調査を行い、「7. 成果品等」に示す報告書等を作成するものであり、原則、現地調査において、当機構がブータン側と合意する協議議事録に基づいて実施するものとする。

5. 実施方針及び留意事項

(1) 現地調査の実施方法

本調査においては、①概略設計の実施、報告書案の作成等に必要な調査、協議、情報収集を行うための現地調査、②報告書案を先方関係者に説明・協議し、基本的了解を得るための現地調査、の2回の現地調査を予定している。

それぞれの現地調査に際しては、当機構から調査団員を参加させることを想定している。

(2) 計画内容の確認プロセス

本調査は、我が国が無償資金協力として実施することが適切と判断される計画を策定することを目的の一つとしているため、計画内容の策定に当たっては、調査の過程で随時十分当機構と協議すること。

なお、特に以下の2つの段階においては、日本側関係者が出席する会議を開催し、内容を確認することとする。

1) 現地調査帰国時

現地調査結果を記述した「現地調査結果概要」を取りまとめ、これを基に、基本的な計画・設計の方向性を協議、確認する。

2) 報告書案説明調査派遣前

計画の内容を取りまとめた「準備調査報告書(案)」に基づき、計画内容を確認する。

(3) 耕耘機の活用体制の確認

ブータン政府に対しては、1984年から2015年までに25回にわたり、2KRにより2000台を超える耕耘機が供与されており、農業林業省農業機械化センター（以下「AMC」）及び支所（RAMC）を通じて農家に売却され、活用されてきた。本件は、2KRの廃止に伴い、施設機材調達方式として耕耘機を供与し、AMC及びRAMCによる「農業機械作業受託サービス」により政府が耕耘機を保有し、農業機械のサービスを農家へ提供する計画を支援するものである。

今回の要請は、耕耘機400台の調達であるが、ブータン政府としては今後5年間で1450台の耕耘機要請を計画している。AMC及びRAMCが近年開始した農業機械作業受託サービスでは、15県（Dzongkhag）52郡（Gewog）を対象、AMC職員による管理・実施としているが、要請書ではその範囲を超えて、20県に設置予定のDecentralized Agriculture Machinery Centre（以下「DAMc」）を通じて、205郡1044村にサービスを提供することとされていた。しかし、DAMcにおいて耕耘機を適切に管理、運営するための体制は2015年3月の事前調査時点では確認できなかった。

また、一般無償である本プロジェクトにおいては、ブータン政府が調達した耕耘機は政府所有となり、2KRのように農家に所有権を移転することは原則出来ないため、当面の運営体制に加え、将来にわたる管理計画も必要であり、DAMcを含めた実施体制・運営維持管理体制に留意が必要である。このため、2015年3月に事前調査団がブータン農業林業省と上記留意点等を確認した協議議事録に基づき、ブータン側が村（Chiwog）レベルにおいて作業受託サービスを実証し、その実施体制の検証レポートをJICAに共有すること、及び本件実施にかかる前提条件である相手国負担事項（機材配置計画、DAMc体制構築スケジュール、予算措置等）の実現可能性を見極めることとした。2015年8月下旬に提出された検証レポートによれば、東部6県70郡に耕耘機1台ずつを配置し作業受託サービスを実証しており、耕耘機は村でなく郡に配置されていること、さらに郡開発委員、普及員やオペレーターが管理・実施していることが判明した。また、サービス提供は概ね実施できているが、普及員やオペレーターの能力不足、村々への燃料輸送手段や保管庫の不足、スペアパーツ供給に時間がかかる等課題も指摘されている。

2015年9月1日現在、ブータン政府は、AMC及び4つのRAMCが中心となり、全国の205郡に耕耘機を配置し、郡内の村に農業機械作業受託サービスを提供するための体制を構築している状況（普及員やオペレーターへの研修等）にある。また、サービス料金の検証（民間によるサービスとのバランスにも配慮）も今後継続することとしている。

なお、当初、AMC及び4つのRAMC傘下に、DAMcを県レベルで新たに構築し、村レベルでの農業機械作業受託サービスを展開する計画であったが、現時点では係る体制は構築されておらず、前述の郡レベルを拠点とした体制で受託サービスを行う予定である。

以上の経緯を踏まえ、前述の検証を実施した東部6県70郡の現状（耕耘機稼働状況、更なるニーズの有無、有る場合の追加体制構築、課題と対策等）、AMCが独自にサービスを提供している52郡の現状も含めた205郡における受託サービス体制構築状況の確認（現地踏査等）、さらにブータン側の農業機械作業受託サービスの（中長期）将来計画を確認する。

(4) ブータン政府の展開計画

本プロジェクトの要請においては対象地域が全国となっているが、ブータン側の優先地域およびそれに基づいた展開計画を確認する。また、その展開計画に沿った、中央・地方それぞれの関係機関の役割を確認する。

(5) JICA 技術協力プロジェクトとの協働

実施機関である AMC では、現在技術協力プロジェクト「農業機械化強化プロジェクトフェーズ 2」(以下、「技術協力プロジェクト」)が実施されており、その活動内容には農業機械の満たすべき品質基準及び認証制度の構築、アタッチメント改良等による農業機械サービス提供モデルの構築も含まれる。本プロジェクトとも密接に関連するため、本調査においては技プロチームから適宜情報収集を行い、同情報を参考にしつつ、本要請内容の妥当性につき検討の上、技プロの活動内容や成果と本調査内容とに齟齬が生じないようにする。

(6) 適切な供与台数・時期の確認

ブータン政府は「一村一耕耘機」を公約としており、全国の 1044 村へ農業機械サービスを展開するため、全体で 1450 台の耕耘機を要請している。他方これまでの 2KR による支援で、既に 2000 台を超える耕耘機が調達されており、一部の地域は機械化が進んでいると考えられる。したがって 1450 台という要請台数について、必要性・妥当性をあらためて確認する。さらに仕様については 12.5 馬力となっているが、ブータン全土において適用可能な仕様についても検証する。

ブータン政府は、第 11 次 5 カ年計画の期間中に上記の台数の耕耘機を受領したいという意向であるが、前述の実施体制の構築のスピード、ブータン側の受け入れ能力、将来計画をも慎重に見極める必要がある。したがって、まず今次無償での適切な供与規模・時期を検討し、実施後の状況を確認しつつ、あらためて後年の協力の在り方を検討することとする。

(7) 設計・積算

本調査において設計・積算を行うに当たっては、2009 年 3 月に策定された「協力準備調査の設計・積算マニュアル」(補完編・別冊を含む)に基づくものとする。同マニュアルには、代表的なセクターの標準的な内容が示されているので、本プロジェクトの特性と求められる水準に配慮しながら、設計及び積算に必要な情報の収集、検討・分析、結果の整理、設計・積算に関連する資料(設計総括表、積算総括表等)の作成を行う。

(8) 環境社会配慮

本件は「国際協力機構 環境社会配慮ガイドライン」(2010 年 4 月)において、カテゴリ C となっているため、JICA ガイドラインに合わせたチェックリスト等の資料作成は不要であるが、周辺環境への影響が予見される場合は最小限となるよう留意する。

(9) ジェンダー平等配慮

農作業については、田植え・稲刈り作業・乾燥作業等は女性も担っており、また耕耘機作業は、農村部では男性も女性も従事している状況であることから、本調査においてジェンダーの観点からも実情を調査し、本件実施による正負の影響について検討を行う。

6. 業務の内容

(1) インセプション・レポートの作成

要請書及び関連資料の分析・検討を行い、プロジェクトの全体像を把握する。併せて、調査全体の方針・方法を検討した上で、現地調査項目を整理し、調査計画を策定する。

上記の作業を踏まえて、インセプション・レポート、質問票を作成する。

(2) インセプション・レポートの説明・協議

当機構が派遣する調査団員と協力し、インセプション・レポート（調査方針、調査計画、便宜供与依頼事項、我が国無償資金協力制度等）を先方政府関係者に説明し、内容を協議・確認する。

(3) プロジェクトの背景・経緯の確認

1) ブータンにおける農業機械化の現状と課題を調査し、その位置づけ・重要性を明らかにした上で、本プロジェクトの意義・役割を明確にする。

2) 本プロジェクト要請の経緯と内容を確認する。

3) 既存の作業受託サービス提供の現況およびそのサービスを通じた農業機械の活用状況等を確認するとともに、今後の展開計画についても確認する。またサービスに使われている農業機械の整備、スペアパーツの入手の状況を確認する。

(4) プロジェクトの実施体制の確認

プロジェクト実施機関である農林省及び地方行政機関の組織・権限・人員構成や近年の予算状況、技術水準等を調査し、本プロジェクトの実施機関として、その体制に問題がないか確認する。また、特に郡レベルの作業受託サービス提供の体制については比較的新しい制度構築となるため、すでに作業受託サービスが提供されている複数の県及び郡の現地踏査を実施し、十分な予算と人材を含む適切な実施体制が構築されているかについて確認する。仮に構築が不十分な場合には、その方策について提案する。また、AMC 直営のサービスの現場も確認し、郡レベルのサービス体制の参考とする。

現地踏査については、国内移動に時間を要することから幹線道路等アクセスインフラが整備されている県、治安上支障がない県（従って南部を除く）、RAMC が所在する県及び地理的な位置（東部、中部、西部）を考慮し、郡レベルの作業受託サービス対象県の事例（各県において1-2郡、郡役所、受益者は複数）及びAMC 直営作業受託サービス対象県の事例（各県において1-2郡、郡役所、受益者は複数）について、サービスの特色を踏まえて、ブータン側実施機関及び技術協力プロジェクトが推薦する以下7県を念頭に調査を実施する。但し、東部3県は

必ず調査を行うこととする。

1) 郡レベルの作業受託サービス対象県（東部 6 県の内 3 県）

Mongar 県：6 県中実証した耕作面積は平均だが、郡数及び配置耕耘機数が 6 県中で最大（17 郡）、AMC 直営サービスも実施

Lhuentse 県：6 県中耕作面積が最大

Trashigang 県：RAMC が所在、AMC 直営サービスも実施

2) AMC 直営作業受託サービス対象県（中部 2 県、西部 2 県）

Wandue 県：中部、RMAC が所在

Phunakha j 県：中部

Thimphu 県：西部、首都

Paro 県：西部、AMC 及び RAMC が所在（官団員と共に実施）

以上の調査と、当機構が対応中の質問票（2015 年 12 月下旬に入手予定）にて収集中の 20 県 205 郡のサービス実施体制等基本情報を踏まえ、本プロジェクトによりサービスが実施あるいは拡大される 20 県の郡レベルでの実施体制に支障がないか確認する。

(5) サイト状況（自然条件等）調査

実際に耕耘機を使用する圃場について、農業機械を利用できる条件（土性、傾斜、一筆面積等）を確認する。

具体的な調査項目については、コンサルタントがプロポーザルにて提案することとする。

(6) 2KR を通じた農業機械供与のレビュー

日本はブータンに対し、2KR を通じて長年農業機械を供与してきており、その活用状況を確認することで、本プロジェクトへの教訓を抽出する。

(7) プロジェクト内容の計画策定

上記調査及び当機構との協議を踏まえ、協力対象事業の計画策定（概略設計）を行う。計画策定には最低限以下の項目を含めるものとする。

なお、設計に当たっては、「協力準備調査の設計・積算マニュアル（試行版）」を参照して設計総括表を作成し、JICA に対しその内容を説明し、確認を取ることとする。

1) 計画・設計の基本方針

機材のグレードの設定や調達方法、調達後の運営・維持管理等についての対応（設計）方針を整理する。

2) 基本計画（機材計画）

上記を踏まえ、本プロジェクトとして計画・設計される事業内容の基本計画を検討する。

なお機材計画に関しては、必要と認められる資機材についての技術レベル、保守・管理技術サービスの難易度、スペアパーツ・消耗品の入手の難易度、そのための費用負担等を十分検討し、複数の代替案を設定した上で最適案を提示

する。また、ブータン側は長年の 2KR の経験から、日本製の耕耘機への強い要望がある点にも留意する。

3) 調達計画

- ・ 調達方針
- ・ 調達上の留意事項
- ・ 調達区分
- ・ 調達監理計画
- ・ 品質管理計画
- ・ 資機材等調達計画
- ・ 初期操作指導・運用指導等計画
- ・ ソフトコンポーネント計画
- ・ 実施工程

(8) 相手国側負担事業の概要

相手国側負担事項（免税・便宜供与等）のプロセス、各手続における関係省庁を明確にし、その着実な実施を相手国政府に要請し、確約を取り付ける。無償資金協力事業では免税が原則であるため、免税措置がどの役所によって、どのような手続きで行われるか、現地で調達する資材や業者へはどのような税金が含まれ、免税をどのような方法において実現するのかを詳しく調査する。なお、下請け業者等の税金が技術的にどうしても分離できない場合には、その理由を詳しく調査する。これら調査の結果は無償資金協力として事業を実施する際の相手国負担事項としてミニッツに記載され、実施のタイミングや予算の概算と共に事業実施時の相手国負担事項の根拠となる。なお、この情報はDD時にさらに精査・更新されていくものである。

免税情報は事務所にて蓄積していくことが望ましいために、調査開始時点で事務所と協議し、情報収集と情報アップデートについて事務所と合意する。調査終了時には必ず事務所へ報告する。

(9) プロジェクトの運営・維持管理計画

保守、修理を含めプロジェクト実施後の運営・維持管理の体制、方法（組織、人員、予算、技術等）について、毎年必要な運営業務及び点検・維持管理業務と数年単位で必要な維持管理業務に分類して整理する。また、運営・維持管理のために必要な人員が現状において不足している場合、その確保・養成計画を整理に含める。なお、ブータン側が負担すべき運営・維持管理費については、出来る限り早い段階で試算し、先方に提示した上で確実な負担体制を確保できるよう入念な検討を行うこと。

(10) プロジェクトの概略事業費

プロジェクト及びその中で我が国無償資金協力の対象として計画する「協力対象事業」の概略事業費、及びプロジェクトの維持管理費の概略事業費を積算する。

積算に当たっては、「協力準備調査の設計・積算マニュアル（試行版）」を参照して積算総括表を作成し、当機構に対しその内容を説明し、確認を取ることとする。

1) 準拠ガイドライン

具体的積算に当たっては、上記マニュアルの別冊を参照して積算を行う。

2) 事業費等のドナー比較

事業費については、その妥当性を確認するため、他ドナー等が実施した類似案件についての以下を含む情報を入手し、比較表及び参考となる写真を添付して「事業費等のドナー比較資料」（様式の指定なし）を作成し、概略事業費積算内訳書に綴じ込み提出する。

ア) 実施時期

イ) 事業費（総事業費及び内訳）

ウ) 概略の仕様

エ) 入札方法（PQ基準、国際入札／国内入札等）

オ) 契約条件（支払い条件（履行保障の有無等）等）

カ) 監理方法（検査確認等）

(11) 協力対象事業実施に当たっての留意事項

「協力対象事業」の円滑な実施に直接的な影響を与えると考えられる留意事項を整理する。概略設計を踏まえ、詳細設計を実施するに当たり懸案となる事項、積み残し事項等、留意点をまとめ、本体実施時に確実に引き継がれるよう配慮する。具体的には、概略設計段階と詳細設計段階のアウトプットを具体的に示し、その差を明らかにする。

(12) 想定される事業リスクの検討

事業実施中、事業実施後に想定される各種リスクを検討する。特に事業実施中のリスクについて、それらをコントロールする手法について検討する。事業実施後に想定されるリスクの軽減については、ハード面、ソフト面ともに検討し、詳細設計やソフトコンポーネントでの対応によるリスク軽減策を検討する

(13) プロジェクトの評価

プロジェクトの評価を妥当性と有効性に分類して整理する。有効性については、①定量的効果、②定性的効果に分類して評価し、定量的効果については、可能な限り定量的指標を設定し、プロジェクト完成後約3年をめぐとした目標年の目標値を設定する。

なお、本プロジェクトについては、定量的指標として、①裨益農家数（新たに農業機械へアクセスできるようになった農家数）、②作業効率、③供与機材によって作業された耕地面積等を想定しているが、ジェンダー平等の観点から農村あるいは農業における女性の役割と裨益にも配慮し、指標データの入手方法等妥当性を検討し、プロポーザルにて提案することとする。

(14) 準備調査報告書（案）の作成

上記調査結果を準備調査報告書（案）として取り纏め、その内容について当機構と協議する。

(15) 準備調査報告書（案）の説明・協議

上記準備調査報告書（案）をブータン政府関係者等に説明し、内容を協議・確認する（概算事業費を含む）。特に、プロジェクト実施における維持管理体制の整備や環境社会配慮など、相手国側によるプロジェクトの技術的・財務的自立発展性確保のための条件、具体的対応策について十分説明・協議する。

(16) 準備調査報告書等の作成

ブータン政府関係者等への準備調査報告書（案）の説明・協議を踏まえ、以下の成果品を作成する。

- 1) 概略事業費（無償）積算内訳書
- 2) 概要資料
- 3) 準備調査報告書
- 4) デジタル画像集

7. 成果品等

調査の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。このうち、(5)から(8)を成果品とする。

なお、以下に示す部数は、JICAへ提出する部数であり、先方実施機関との協議、国内の会議等に必要な部数は別途用意すること。特に記載の無い報告書についても、必要に応じてソフトコピー（電子データ）の提出を行うものとする。

- | | |
|--|---|
| (1) 業務計画書 | : 和文 3 部 |
| (2) インセプション・レポート | : 和文 5 部
: 英文 10 部 |
| (3) 現地調査結果概要 | : 和文 5 部 |
| (4) 準備調査報告書（案） | : 和文 5 部
: 英文 10 部 |
| (5) 概略事業費（無償）積算内訳書 | : 和文 2 部
(※事業費ドナー比較資料を含む。) |
| (6) 概要資料 | : 和文 1 部及び 1 枚 |
| (7) 準備調査報告書 | : 和文（製本版） 6 部及び CD-R 1 枚
: 英文（製本版） 10 部及び CD-R 3 枚
: 和文（簡易製本版） 2 部及び CD-R 1 枚 |
| (8) デジタル画像集 | : CD-R 2 枚（デジタル画像 40 枚程度） |
| (9) 進捗報告書（Project Monitoring Report）初版 | : 英文 3 部 |

注1) (1) 業務計画書については、共通仕様書第6条に規定する計画書を意味しており、同条に規定する事項を記載するものとする。

注2) (5) については2009年3月に策定された「協力準備調査の設計・積算マニュアル（試行版）」の補完編を、その他については「無償資金協力に係る報告書等作成のためのガイドライン（2010年6月）」を参照することとする。

注3) 準備調査報告書（和文：製本版）には概略事業費の記載があるため、施工・調達業者契約認証まで公開制限を行っている。このため、本調査完了後直ちに調査内容を公開するために概略事業費を記載しない報告書として準備調査報告書（和文：簡易製本版）を作成する。

注4) 報告書類の印刷、電子化 (CD-R) については、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン (2010年3月)」を参照する。

注5) 特に記載のないものはすべて簡易製本 (ホッチキス止め可) とする。簡易製本の様式については、上記ガイドラインを参照する。

第3 業務実施上の条件

1. 業務工程計画（案）

2016年1月上旬（1月5日より予定）より第一回現地調査を行い、2016年4月中旬までに概要資料案、積算内訳書、機材仕様書を提出し、2016年4月中旬に第二回現地調査（報告書案説明）を実施、2016年5月中旬までに概要資料、2016年7月下旬までに準備調査報告書を作成・提出することを想定している。

2. 業務量の目途と業務従事者の構成（案）

(1) 調査人月：約4.79M/M

(2) 業務従事者の構成（案）

1) 農業機械作業受託サービス計画／運営維持管理計画（3号）（業務主任）

2) 機材計画／調達計画／積算（3号）

注）業務従事者の構成は上記を想定しているが、業務内容及び業務工程を考慮の上、より適切な構成がある場合、プロポーザルに含めて提案すること。また、上記の格付けは目安であり、これを超える格付けを提案する場合には、その理由及び人件費を含めた事業費全体の経費節減の工夫をプロポーザルに明記すること。

3. 参考資料

(1) 配布資料

①無償資金協力要請書

②事前調査（2015年3月）等関連資料

- ・ブータン国「農業機械サービス整備計画」事前調査 帰国報告
- ・署名済ミニッツ写し
- ・ブータン政府からの「Report on feasibility of service structure for the Project "Grant Assistance for Farm Mechanization and Services"」

(2) 公開資料

- ・過去の2KRに関する報告書は以下のJICA図書館ホームページから検索、閲覧が可能<https://libportal.jica.go.jp/fmi/xsl/library/public/Index.html>
- ・その他関連ホームページ
Annual Dzongkhag Statistics
<http://www.nsb.gov.bt/publication/publications.php?id=9>
RNR Census 2009
<http://www.nsb.gov.bt/nada4/index.php/catalog/16>

4. 当機構からの参加団員の構成と現地調査行程（案）

(1) 第一回現地調査

1) 団員構成：総括（JICA）

計画管理（JICA）

2) 調査行程：約10日間

3) 目的：

相手国関係機関との協議及び現地調査を通じて本計画の内容を検討し、双方

の合意事項などに関するミニッツを取りまとめる。

(2) 第二回現地調査（報告書案説明）

1) 団員構成：総括（JICA）

計画管理（JICA）

2) 調査行程：約6日間

3) 目的：

準備調査報告書（案）について、双方の合意事項などに関するミニッツを取りまとめる。

5. その他の留意事項

(1) 無償資金協力事業の実施体制

本計画の実施が我が国一般プロジェクト無償として実施される場合、当機構は本調査を実施した本邦コンサルタントを実施設計及び施工監理を実施するコンサルタントとして、先方政府に推薦することを想定している。

実施設計・施工監理体制に関する提案は、プロポーザル作成の時点で想定される業務内容、作業計画および要員計画をプロポーザルに記載する。その際、「プロポーザルの作成要領」の様式-5および様式-6を準用した表を添付する。

(2) 業務主任の総括団員への同行

現地調査に関し、業務主任は、総括団員滞在期間中原則として総括団員の調査に同行することとするが、その他の団員は業務の効率を考慮し、別行動での調査実施を妨げない。

(3) 安全管理

現地作業期間中は安全管理に十分留意する。当地の治安状況については、JICAブータン事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地作業の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行う。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、当地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意する。また現地作業中における安全管理体制をプロポーザルに記載すること。

(4) 不正腐敗の防止

本調査の実施にあたっては、「JICA不正腐敗防止ガイダンス（2014年10月）」の趣旨を念頭に業務を行うこと。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口またはJICA担当者に速やかに相談するものとする。

以上